

佐賀市建設工事功労賞表彰要綱

(表彰の目的)

第1条 佐賀市が発注した公共工事において、その成績が特に優秀であり佐賀市の建設行政に貢献した企業を表彰することにより、建設業者及び建設技術者の意欲の増進や技術の向上を図るとともに、社会的評価を高め、建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象とする企業は、次項に定める工事を実施した企業（特定建設工事共同企業体工事の構成員を含む。以下「対象企業」という。）とする。

2 表彰の対象とする工事は、次の各号に掲げる要件を全て満たした工事とする。

- (1) 表彰を実施する年度の前年度（以下「対象期間」という。）に実施した工事
- (2) 対象期間に工事が完成し、佐賀市工事成績評定要領により工事成績を評定した工事

(選考基準)

第3条 対象企業のうち次の各号に掲げる基準をいずれも満たしている企業を表彰するものとする。

- (1) 対象期間の工事成績（特定建設工事共同企業体工事は、各構成員の工事成績）を評定した件数が2件以上あること。
- (2) 対象企業ごとに対象期間の工事成績の評定点を平均（工事成績評定点が3件以上ある場合は、そのうち高いものから2件の平均）し、その平均した点数が土木部門又は建築部門の上位5者であること。
- (3) 前号の平均した点数が対象期間の全工事成績の評定点を平均した点数以上であること。

2 前項に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める対象企業については、表彰することができる。

(欠格事項)

第4条 対象企業が対象期間の初日から表彰の日までに佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領第2条第1項の規定による指名停止措置を受け指名停止の期間がある場合、当該企業は、表彰の対象としない。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、毎年度1回表彰状を授与して行うものとし、授与者は市長とする。

(表彰企業の公表)

第6条 市長は、表彰を行ったときは、速やかに佐賀市のホームページに掲載するものとする。

(表彰の取消し)

第7条 市長は、表彰した企業又は第3条の規定により選考した企業が本人の責めに帰すべき事由により著しくその名誉又は信用を失墜したと認めるときは、表彰を中止し、又は既に行った表彰

を取り消すことができる。

(事務局の役割)

第8条 事務局は、第3条に規定する表彰の選考基準に該当する企業を整理し、市長に報告するものとする。

2 事務局は、総務部契約監理課内に設ける。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。